

仕 様 書

1 件名

令和8年度林道施設における個別施設計画の取り組み状況の把握に係る調査委託事業

2 事業の目的

林道施設の長寿命化対策については、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月策定）（以下「基本計画」という。）及び林野庁インフラ長寿命化計画（平成26年8月林野庁策定）（以下「行動計画」という。）に基づき、林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（平成27年3月林野庁策定）（以下「ガイドライン」という。）や林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月林野庁策定）（以下「マニュアル」という。）が整備されている。また、各林道施設管理者は、基本計画及び行動計画に基づき、ガイドラインを踏まえ、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、マニュアルに基づき各林道施設の維持管理などを実施しているところ。

林道施設については、橋梁（4m以上）、トンネル、その他重要な施設を対象に、令和3年度末をもって個別施設計画の策定率が100%となっている。一方、点検や診断結果に基づき早期又は緊急に対処すべき各林道施設の補修や更新の実施状況は、令和6年度末時点で全国平均約50%の完了・着手率であり、令和7年度末までの行動計画に対して進捗の遅れ具合が全国的に懸念されている。補修や更新の実施状況が低位である理由としては、これらを担当する技術職員の不足や点検の煩雑さなどにより、個別施設計画に基づく点検や補修の進捗に支障が生じているとの報告もある。なお、同じような課題点を抱えていた国土交通省では定期点検の運用等を見直した事例もある。このことから、個別施設計画の取り組み状況や施設管理の課題点の実態を把握し、実態に応じて点検方法の簡略化を図るなど、ガイドラインやマニュアルの見直しを検討していくことも重要と考えられる。

今回の委託調査では、各林道施設の管理者へのアンケート調査及び現地調査を実施し、個別施設計画の取り組み状況を把握することで行動計画の遅れ具合の原因を分析し、検討すべき課題点の整理を行うものとする。

3 事業の内容

（1）個別施設計画に基づく林道施設のメンテナンスサイクルの実態調査

各林道施設を管理する都道府県や市町村を対象としてアンケート調査を実施し、個別施設計画に基づく林道施設の維持管理・更新等について、メンテナンスサイクルの取り組み状況を把握するとともに、林道施設を管理していく上での実務上の課題やマニュアルの改善要望を調査する。アンケートにより調査する項目は次のとおりとする。

○個別施設計画の取り組み状況

- ・定期点検の実施状況
- ・定期点検結果の活用方法
- ・補修や更新の実施状況

○維持管理・更新等を担当する技術者の現状

○林道施設管理の課題点

○マニュアルの改善要望

また、アンケート調査を行う対象は次のとおりとする。

対象	調査数 (団体)	備考
1. 都道府県	25	林道施設を管理する都道府県のみ
2. 市町村	47	管理する林道施設数が最も多い1市町村 ・都道府県ごとに1市町村を抽出する。
3. 市町村	47	管理する林道施設数が最も少ない1市町村 ・都道府県ごとに1市町村を抽出する。 ・管理する林道施設数が10以上である市町村を、最も少ない市町村として抽出する。
合計	119	アンケート調査は最低119団体以上へ実施するものとする。

※2及び3について、管理する林道施設数が同数である市町村が複数ある場合は、任意の1市町村を抽出するものとする。

なお、アンケート結果に基づき、詳細を調査する必要が生じた際は、別途、聞き取り調査を実施する。聞き取り調査は10団体程度を想定しており、調査箇所や調査項目等の具体的な内容については、委託者と調整した上で決定するものとする。

(2) 現地調査の実施

全国の3箇所程度において、個別施設計画の取り組み状況等について現地調査を実施する。なお、現地調査とは、林道施設がある現場へ赴き、ガイドラインやマニュアル等に基づく点検方法について確認するなどを想定しているが、調査箇所や調査項目等の具体的な内容については、委託者と調整した上で決定するものとする。

(3) 調査結果の取りまとめ及び課題の整理

○前記(1)・(2)の調査結果の取りまとめ及び課題点の整理を行う。

○上記で整理した課題等について多角的な検証や精査を実施し、現行のガイド

ラインやマニュアル等との乖離が認められる事項を抽出する。さらに、最新の技術動向や現場運用の実態等を鑑み、改善に向けた対応方策など技術的な見解を踏まえて整理する。

4 事業の履行期間

委託契約締結日から令和9年3月10日までとする。

なお、実施スケジュール及びアンケート調査項目を契約締結後10日以内に委託者と調整を行うこと。

5 成果物

3に掲げる内容について調査報告書に取りまとめ、紙資料及び電子記憶媒体(DVD-R)を提出する。なお、電子記憶媒体については、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを貼付し、提出すること。

納入場所：林野庁森林整備部整備課地域整備担当（農林水産省別館7階ドアNo.別721）

(1) 調査報告書：10部（紙資料）

(2) (1) の電磁記録媒体（DVD-R）：2部

6 その他

(1) 応札者から申し出があれば、マニュアルや都道府県及び市町村の林道施設管理数に係る資料を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

(2) 受託者は、原則、提案書のとおり事業実施するものとする。

(3) 本事業の目的を達成するため、委託者は、事業内容及び進捗状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、委託者と本事業の円滑な進捗及び成果物の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施する。

(4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、事業実施に必要となる各種データを林野庁より貸付された場合は、本事業の目的以外に使用してはならない。

(5) 本事業の受託者は、成果物について、納入期日までに委託者に内容の説明を実施して検収を受ける。検収の結果、成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について委託者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入する。

(6) 本事業における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本事業の実施の従前から権利を保有していたなどの明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡

不可能と示されたもの以外は、全て委託者に帰属する。

委託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本事業に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたとき受託者から委託者に移転するものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、本事業の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、委託者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (8) この仕様書に定めなき事項又は本事業の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ委託者と受託者が協議を行うものとする。
- (9) 本事業の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Microsoft Excel、Word、PowerPoint等）により、電子記憶媒体（DVD-R）にて提出する。なお、納入場所及びウイルス対策については、5の成果物の提出と同様とする。
- (10) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。
- (11) 受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記 非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記 非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記 非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記 非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記 非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）